

## 報酬等に関する事項

### 三井住友フィナンシャルグループ

#### ■当社グループの対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

##### 1. 対象役職員の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている対象役員および対象従業員等(合わせて「対象役職員」)の範囲については、以下のとおりであります。

###### (1) 対象役職員の範囲

対象役員は、当社の取締役および監査役であります。なお、社外取締役および社外監査役を除いております。

###### (2) 対象従業員等の範囲

対象従業員等は、当社の従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、高額の報酬等を受ける者で当社およびその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等であります。

###### ① 主要な連結子法人等の範囲

主要な連結子法人等とは、銀行持株会社の連結総資産に対する総資産の割合が2%を超える連結子法人等およびグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であります。具体的には、株式会社三井住友銀行、SMBC日興証券株式会社、株式会社関西アーバン銀行、株式会社みなと銀行および欧州三井住友銀行、三井住友銀行(中国)有限公司等の海外現地法人が該当します。

###### ② 高額の報酬等を受ける者の範囲

高額の報酬等を受ける者とは、当社および当社の主要な連結子法人等から基準額以上の報酬等を受ける者であります。当社では基準額を60百万円に設定しております。当該基準額は、当社および株式会社三井住友銀行の過去3年間における役員に対する報酬等(以下、「役員報酬額」)の総額の平均(各事業年度における期中就任者・期中退任者を除く)をもとに設定し、グループ共通の基準額としております。これは、当社役員が多くが、株式会社三井住友銀行の役員を兼務しており、役員報酬額は、グループ全体への貢献度に応じて決定されることを踏まえたものであります。なお、退職一時金につきましては、役員報酬額から退職一時金の全額を一旦控除したものに退職一時金を在職年数で除した金額を足し戻した金額をもって、その者の役員報酬額とみなし、高額の報酬等を受ける者の判断を行っております。

###### ③ 当社および当社の主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者の範囲

当社および当社の主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当社および当社の主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。具体的には、海外を含め当社および当社の主要な連結子法人等における取締役、監査役および執行役員(対象役員に含まれる者を除く)等であります。

##### 2. 対象役職員の報酬等の決定について

###### (1) 対象役職員の報酬等の決定について

当社は、当社および株式会社三井住友銀行の取締役、執行役員の報酬等の体系、報酬等の内容を審議する機関として、報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、当社および株式会社三井住友銀行の取締役、執行役員の報酬等の内容にかかる決定方針および役位別の報酬等を審議しております。報酬委員会は、その過半が社外取締役により構成され、定時株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内において、法人、個人部門等の業務部門からは独立して報酬等の決定方針等を審議する権限を有しております。なお、監査役の報酬等については、定時株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内において、会社法第387条第2項の定めに従い監査役の協議により決定しております。

###### (2) 対象従業員等の報酬等の決定について

当社および株式会社三井住友銀行の従業員、ならびに当社の主要な連結子法人等における役員および従業員の報酬等は、当社および当社の主要な連結子法人等の取締役会等にて制定される給与方針にもとづいて、決定され、支払われております。当該方針は、法人、個人部門等の業務部門から独立した当社および当社の主要な連結子法人等の人事部等において制度設計・文書化がなされております。また、当社の主要な連結子法人等の給与方針等は、定期的に当社人事部に報告され、当社人事部にてその内容を確認しております。なお、海外の役職員の報酬等は、現地の法規制や雇用慣行に応じ、各拠点または現地法人が報酬制度を定め、その報酬制度のもとで決定され、支払われております。

### (3)報酬委員会等の構成員に対して支払われた報酬等の総額および報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数 (平成25年4月1日～平成26年3月31日)
報酬委員会(当社)	1回
報酬委員会(SMBC日興証券株式会社)	1回

(注) 報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載しておりません。

## ■当社グループの対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項

### 報酬等に関する方針について

#### (1)対象役員の報酬等に関する方針

当社は、中長期的な企業価値の向上を通じて、「最高の信頼を得られ、世界に通じる金融グループ」を目指すという当社の経営方針にもとづいて役員報酬制度を設計しております。具体的な役員報酬制度といたしましては、役員の報酬等の構成を、

- ・基本報酬
- ・賞与
- ・株式報酬型ストックオプション

としております。

基本報酬は、役員としての職務内容・業務実績等を勘案し、賞与は、当社の連結業績等を勘案して決定しております。株式報酬型ストックオプションは、業務執行から独立した立場である社外役員を対象外としたうえで、より長期的な企業価値の創出を期待し、一定の権利行使期間を設定し、役員の職位に応じた新株予約権を付与しております。

役員の報酬等は、定時株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内で決定しており、第三者による調査にもとづき適正な報酬水準を定め、社外取締役を委員長とする当社の報酬委員会による審議を経て、取締役会にて決定しております。なお、監査役の報酬等については、定時株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内で、社外監査役を含む監査役の協議により決定しております。

#### (2)対象従業員等の報酬等に関する方針

当社および当社の主要な連結子法人等は、国内の従業員等の報酬等の構成を、

- ・基本給与
- ・賞与等

としております。

当社および当社の主要な連結子法人等は、経営理念や経営戦略と従業員等の役割や責任を結びつける目的から、従業員等の報酬等について、職務内容・業務実績等を勘案して決定しております。また、当社グループ各社の人事部においては、取り巻く業務環境、業績推移、支払実績等を総合的に判断のうえ、従業員等の報酬等を決定しております。なお、海外の従業員の報酬等に関する方針については、上記の国内の従業員等の報酬等に関する方針に加え、現地の法規制、雇用慣行等も考慮したうえで決定しております。

## ■当社グループの対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

### 1. 当社

対象役員の報酬等の決定は、定時株主総会で役員報酬限度額が決議されており、その範囲内で決定される仕組みになっております。また、対象従業員等の報酬等の決定は、当社グループの財務状況等を勘案のうえ、予算措置を行う仕組みになっております。なお、報酬等の総額のうち業績に連動する報酬の占める割合は小さく、当社グループのリスク管理に影響を及ぼす可能性のある報酬体系は採用しておりません。

### 2. 主要な連結子法人等

当社の主要な連結子法人等における役職員の報酬等の決定は、中長期的な業績評価や海外においては現地法規制や雇用慣行等を総合的に勘案し決定しており、当社グループのリスク管理に影響を及ぼす可能性のある報酬体系は採用しておりません。なお、主要な連結子法人等の一部の対象従業員において、リテンションに係る費用を計上しております。

## ■当社グループの対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

区分	人数(人)	報酬等の総額 (百万円)	固定報酬の 総額	基本報酬	株式報酬型 ストック オプション	その他	変動報酬の 総額	賞与	退職慰労金	その他
対象役員(除く社外役員)	13	949	784	703	76	4	159	159	5	—
対象従業員等	96	8,209	3,789	3,510	268	10	4,221	4,221	—	199

- (注) 1. 報酬等には主要な連結子法人等からの報酬等を含めて記載しております。  
 2. 固定報酬の総額には、当事業年度において発生した繰延報酬345百万円(対象役員76百万円、対象従業員等268百万円)が含まれております。  
 3. 株式報酬型ストックオプションは、役員等の職位に応じた金額に相当する新株予約権数を付与していることから、固定報酬として区分しております。  
 4. 株式報酬型ストックオプションの権利行使時期は以下のとおりであります。  
 なお、当該ストックオプション契約では、行使期間中であっても権利行使は役職員の退職時まで繰り延べることとしております。

会社名	権利行使期間
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第1回新株予約権	平成22年8月13日から平成52年8月12日まで
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第2回新株予約権	平成23年8月16日から平成53年8月15日まで
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第3回新株予約権	平成24年8月15日から平成54年8月14日まで
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第4回新株予約権	平成25年8月14日から平成55年8月13日まで

5. 上記を含め、支払いが繰り延べられている報酬等は以下のとおりであります。

(百万円)

報酬等の種類	平成26年3月31日	当事業年度中の支払
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第1回新株予約権	71	—
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第2回新株予約権	105	—
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第3回新株予約権	165	—

## ■当社グループの対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

該当ありません。

# 報酬等に関する事項

三井住友銀行グループおよび株式会社三井住友銀行

## ■当行グループの対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

### 1. 対象役職員の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている対象役員および対象従業員等(合わせて「対象役職員」)の範囲については、以下のとおりであります。

#### (1) 対象役員の範囲

対象役員は、当行の取締役および監査役であります。なお、社外取締役および社外監査役を除いております。

#### (2) 対象従業員等の範囲

対象従業員等は、当行の従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、高額な報酬等を受ける者で当行およびその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等であります。

##### ① 主要な連結子法人等の範囲

主要な連結子法人等とは、銀行の連結総資産に対する総資産の割合が2%を超える連結子法人等およびグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であります。具体的には、SMBC日興証券株式会社、株式会社関西アーバン銀行、株式会社みなと銀行および欧州三井住友銀行、三井住友銀行(中国)有限公司等の海外現地法人が該当します。

##### ② 高額な報酬等を受ける者の範囲

高額な報酬等を受ける者とは、当行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループ、当行および当行の主要な連結子法人等から基準額以上の報酬等を受ける者であります。当行では基準額を60百万円に設定しております。当該基準額は、株式会社三井住友フィナンシャルグループおよび当行の過去3年間における役員に対する報酬等(以下、「役員報酬額」)の総額の平均(各事業年度における期中就任者・期中退任者を除く)をもとに設定し、グループ共通の基準額としております。これは、当行役員の多くが、株式会社三井住友フィナンシャルグループの役員を兼務しており、役員報酬額は、グループ全体への貢献度に応じて決定されることを踏まえたものであります。なお、退職一時金につきましては、役員報酬額から退職一時金の全額を一旦控除したものに退職一時金を在職年数で除した金額を足し戻した金額をもって、その者の役員報酬額とみなし、高額な報酬等を受ける者の判断を行っております。

##### ③ 当行および当行の主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者の範囲

当行および当行の主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行および当行の主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。具体的には、海外を含め当行および当行の主要な連結子法人等における取締役、監査役および執行役員(対象役員に含まれる者を除く)等であります。

### 2. 対象役職員の報酬等の決定について

#### (1) 対象役員の報酬等の決定について

株式会社三井住友フィナンシャルグループは、当行および株式会社三井住友フィナンシャルグループの取締役、執行役員の報酬等の体系、報酬等の内容を審議する機関として、報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、当行および株式会社三井住友フィナンシャルグループの取締役、執行役員の報酬等の内容にかかる決定方針および役位別の報酬等を審議しております。報酬委員会は、その過半が社外取締役により構成され、定時株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内において、法人、個人部門等の業務部門からは独立して報酬等の決定方針等を審議する権限を有しております。なお、監査役の報酬等については、定時株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内において、会社法第387条第2項の定めに従い監査役の協議により決定しております。

#### (2) 対象従業員等の報酬等の決定について

当行の従業員、ならびに当行の主要な連結子法人等における役員および従業員の報酬等は、当行および当行の主要な連結子法人等の取締役会等にて制定される給与方針にもとづいて、決定され、支払われております。当該方針は、法人、個人部門等の業務部門から独立した当行および主要な連結子法人等の人事部等において制度設計・文書化がなされております。また、当行の主要な連結子法人等の給与方針等は、定期的に当行人事部に報告され、当行人事部にてその内容を確認しております。なお、海外の役職員の報酬等は、現地の法規制や雇用慣行に応じ、各拠点または現地法人が報酬制度を定め、その報酬制度のもとで決定され、支払われております。

### (3) 報酬委員会等の構成員に対して支払われた報酬等の総額および報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数 (平成25年4月1日～平成26年3月31日)
報酬委員会(株式会社三井住友フィナンシャルグループ)	1回
報酬委員会(SMBC日興証券株式会社)	1回

(注) 報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載しておりません。

## ■ 当行グループの対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項

### 報酬等に関する方針について

#### (1) 対象役職員の報酬等に関する方針

当行は、中長期的な企業価値の向上を通じて、「最高の信頼を得られ、世界に通じる金融グループ」を目指すという株式会社三井住友フィナンシャルグループの経営方針にもとづいて役員報酬制度を設計しております。具体的な役員報酬制度といたしましては、役員の報酬等の構成を、

- ・基本報酬
- ・賞与
- ・株式報酬型ストックオプション

としております。

基本報酬は、役員としての職務内容・業務実績等を勘案し、賞与は、株式会社三井住友フィナンシャルグループの連結業績等を勘案して決定しております。株式報酬型ストックオプションは、業務執行から独立した立場である社外役員を対象外としたうえで、より長期的な企業価値の創出を期待し、一定の権利行使期間を設定し、役員の職位に応じた新株予約権を付与しております。

役員の報酬等は、定時株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内で決定しており、第三者による調査にもとづき適正な報酬水準を定め、社外取締役を委員長とする株式会社三井住友フィナンシャルグループの報酬委員会による審議を経て、取締役会にて決定しております。なお、監査役の報酬等については、定時株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内で、社外監査役を含む監査役の協議により決定しております。

#### (2) 対象従業員等の報酬等に関する方針

当行および当行の主要な連結子法人等は、国内の従業員等の報酬等の構成を、

- ・基本給与
- ・賞与等

としております。

当行および当行の主要な連結子法人等は、経営理念や経営戦略と従業員等の役割や責任を結びつける目的から、従業員等の報酬等について、職務内容・業務実績等を勘案して決定しております。また、当行グループ各社の人事部においては、取り巻く業務環境、業績推移、支払実績等を総合的に判断のうえ、従業員等の報酬等を決定しております。なお、海外の従業員の報酬等に関する方針については、上記の国内の従業員等の報酬等に関する方針に加え、現地の法規制、雇用慣行等も考慮したうえで決定しております。

## ■ 当行グループの対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

### 1. 当行

対象役職員の報酬等の決定は、定時株主総会で役員報酬限度額が決議されており、その範囲内で決定される仕組みになっております。また、対象従業員等の報酬等の決定は、当行グループの財務状況等を勘案のうえ、予算措置を行う仕組みになっております。報酬等の総額のうち業績に連動する報酬の占める割合は小さく、当行グループのリスク管理に影響を及ぼす可能性のある報酬体系は採用しておりません。なお、一部の対象従業員において、リテンションに係る費用を計上しております。

### 2. 主要な連結子法人等

当行の主要な連結子法人等における役職員の報酬等の決定は、中長期的な業績評価や海外においては現地法規制や雇用慣行等を総合的に勘案し決定しており、当行グループのリスク管理に影響を及ぼす可能性のある報酬体系は採用しておりません。なお、主要な連結子法人等の一部の対象従業員において、リテンションに係る費用を計上しております。

## ■当行グループの対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項

### 1. 株式会社三井住友銀行(連結)における対象役職員の報酬等の総額

対象役職員の報酬等の総額 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

区分	人数(人)	報酬等の総額 (百万円)	固定報酬の 総額	基本報酬	株式報酬型 ストック オプション	その他	変動報酬の 総額	賞与	退職慰労金	その他
対象役員(除く社外役員)	20	1,343	1,089	961	124	4	229	229	23	—
対象従業員等	89	7,618	3,317	3,095	211	10	4,102	4,102	—	199

- (注) 1. 報酬等には、主要な連結子法人等からの報酬額等を含めて記載しております。  
 2. 固定報酬の総額には、当事業年度において発生した繰延報酬335百万円(対象役員124百万円、対象従業員等211百万円)が含まれております。  
 3. 株式報酬型ストックオプションは、役員等の職位に応じた金額に相当する新株予約権数を付与していることから、固定報酬として区分しております。  
 4. 株式報酬型ストックオプションの権利行使時期は以下のとおりであります。  
 なお、当該ストックオプション契約では、行使期間中であっても権利行使は役職員の退職時まで繰り延べることとしております。

会社名	権利行使期間
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第1回新株予約権	平成22年8月13日から平成52年8月12日まで
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第2回新株予約権	平成23年8月16日から平成53年8月15日まで
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第3回新株予約権	平成24年8月15日から平成54年8月14日まで
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第4回新株予約権	平成25年8月14日から平成55年8月13日まで

5. 上記を含め、支払いが繰り延べられている報酬等は以下のとおりであります。

(百万円)

報酬等の種類	平成26年3月31日	当事業年度中の支払
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第1回新株予約権	58	—
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第2回新株予約権	70	—
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第3回新株予約権	169	—

### 2. 株式会社三井住友銀行(単体)における対象役職員の報酬等の総額

対象役職員の報酬等の総額 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

区分	人数(人)	報酬等の総額 (百万円)	固定報酬の 総額	基本報酬	株式報酬型 ストック オプション	その他	変動報酬の 総額	賞与	退職慰労金	その他
対象役員(除く社外役員)	20	1,343	1,089	961	124	4	229	229	23	—
対象従業員等	50	3,944	2,097	1,881	211	4	1,647	1,647	—	199

- (注) 1. 報酬等には主要な連結子法人等からの報酬額等を含めて記載しております。  
 2. 固定報酬の総額には、当事業年度において発生した繰延報酬335百万円(対象役員124百万円、対象従業員等211百万円)が含まれております。  
 3. 株式報酬型ストックオプションは、役員等の職位に応じた金額に相当する新株予約権数を付与していることから、固定報酬として区分しております。  
 4. 株式報酬型ストックオプションの権利行使時期は以下のとおりであります。  
 なお、当該ストックオプション契約では、行使期間中であっても権利行使は役職員の退職時まで繰り延べることとしております。

会社名	権利行使期間
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第1回新株予約権	平成22年8月13日から平成52年8月12日まで
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第2回新株予約権	平成23年8月16日から平成53年8月15日まで
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第3回新株予約権	平成24年8月15日から平成54年8月14日まで
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第4回新株予約権	平成25年8月14日から平成55年8月13日まで

5. 上記を含め、支払いが繰り延べられている報酬等は以下のとおりであります。

(百万円)

報酬等の種類	平成26年3月31日	当事業年度中の支払
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第1回新株予約権	58	—
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第2回新株予約権	70	—
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第3回新株予約権	169	—

## ■当行グループの対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

該当ありません。